

◎ 令和5年版テキスト正誤表

令和5年1月1日現在

頁	行	誤	正
2	33～35 行目	・・・、発注者から直接請け負った建設業者だけでなく、 <u>すべての下請負人である建設業者は、</u> 原則として主任技術者又は監理技術者の配置が義務付けられている。	・・・、 <u>工事を請け負った建設業者は、</u> 発注者から直接工事を請け負った建設業者だけでなく、 <u>すべての下請負人である建設業者を含め、</u> 原則として主任技術者又は監理技術者の配置が義務付けられている。
16	13～23 行目	4) 入管法改正（平成30年12月14日公布、平成31年4月1日施行）により新設された「特定技能」の在留資格による建設業における外国人材の受け入れ <u>新設された「特定技能」の在留資格に係る制度の運用について、平成30年12月25日に閣議決定された「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」の中で、「別紙6 建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」が定められた。</u> <u>この中で、人材の基準、基準に応じて従事する業務が、同方針の中の別表1、別表2に示されている。特定技能外国人の受け入れ対象職種は、型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ/表装、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、海洋土木工の19業務区分である。</u>	4) 「特定技能」の在留資格による建設業における外国人材の受け入れ <u>従前、特定技能外国人受け入れは、19の対象職種で受け入れられていた。令和4年8月30日の閣議決定により、「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」並びに同方針に係る運用要領が改訂され、対象職種に対応したこれまでの特定技能の評価試験が、業務内容に応じて、土木、建築、ライフライン・設備のいずれか、または、複数に分類されるという見直しが行われた。</u> <u>評価試験そのものについても、特定技能に対する評価試験は、建設分野特定技能1号・2号評価試験の土木、建築、ライフライン・設備の3試験とされ、それらの3試験と同等と見なされる技能検定が決められた。ここで、3試験の評価試験のいずれかに合格または同等の技能検定に合格した場合は、これまで制限のあった対象職種に特に制限を受けることなく、土木、建築、ライフライン・設備に該当すると考えられる業務で働くことができる。</u>
51	11～12 行目	③・・・、下請負人に対し、 <u>再下請負を行う場合は施工体制台帳作成工事である旨を通知</u> ・・・	③・・・、下請負人に対し、 <u>再下請負を行う場合は施工体制台帳作成工事である旨を通知</u> ・・・
51	15～16 行目	④・・・、再下請負人に対し、 <u>再下請負を行う場合は、施工体制台帳作成工事である旨を通知</u> ・・・	④・・・、再下請負人に対し、 <u>再下請負を行う場合は、一施工体制台帳作成工事である旨を通知</u> ・・・
51	36行目	・・・、この場合、法第26条の3第6項1号の基準を・・・	・・・、この場合、法第26条の3第7項1号の基準を・・・
52	3行目	・・・、法第26条の3第4項に・・・	・・・、法第26条の3第5項に・・・
440	(注)1	・・・、一次下請金額の総額が <u>4,000万円</u> （建築一式工事の場合は <u>6,000万円</u> ）以上の場合は・・・	・・・、一次下請金額の総額が <u>4,500万円</u> （建築一式工事の場合は <u>7,000万円</u> ）以上の場合は・・・